

感染症予防対策のための 指針

介護老人福祉施設十符・風の音

デイサービスセンター木の実

地域密着型特養風の音サテライト史

1、施設における感染の防止に関する基本的考え方

介護老人福祉施設は、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が生活する場であり、こうした高齢者が多数生活する環境は、感染が広がりやすい状況にあることを認識しなければなりません。

このような前提に立って施設では、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施すると共に、感染予防・感染症発生時には迅速で適切な対応に努める必要があります。

施設の感染症・食中毒発生、まん延防止に取り組むにあたっての基本的理念を理解し、施設全体でこのことに取り組みます。

2、感染症・食中毒・まん延防止の基本方針

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の体制

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のために、担当者を決め、委員会を設置するなど施設全体で取り組みます。

(2) 平常時の対応

① 施設内の衛生管理

当施設では感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生に努めます。また、手洗い場、汚物処理室の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心掛け、換気、清掃、消毒を定期的の実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

② 介護・看護ケアと感染症対策

介護・看護の場面では、常にマスクを着用し、職員の手洗い、消毒を徹底し必要に応じて個別用防護服(PPE)を着用します。また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処します。利用者の異常の兆候を出来るだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

③ 外来者への衛生管理の周知徹底を図り、まん延防止を図ります。

(3) 発生時の対応

万が一感染症及び食中毒が発生した場合は「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処手順」「新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画(BCP)等」に従い、感染の拡大を防ぐために下記の対応を図ります。

- ① 発生状況の把握 ② まん延防止のための措置 ③ 有症者への対応 ④ 関係機関との連携
- ⑤ 行政への報告

施設長は、次のような場合には迅速に市町村等の主管部に報告するとともに、所轄の保健所へ指定の様式により報告を行い発生時対応などの指示を仰ぎます。

《報告が必要な場合》

ア. 同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ. 同一の感染者もしくは食中毒による又はそれらが疑われるものが10名以上または、全利用者の半数以上発生した場合

ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※イについては、同一の感染症などによる患者等が、ある時点において、10 名以上または全利用者の半数以上発生した場合であって、最初の利用者等が発生してから累積の人数ではないことに注意

《報告する内容》

ア.感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数

イ.感染症又は食中毒が疑われる病状

ウ.上記の利用者への対応や施設における対応状況 等

※なお、医師が感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届け出基準に該当する利用者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届け出を行います

3、感染症・食中毒・まん延防止に関する体制

(1)感染委員会・まん延防止委員会の設置

①設置目的

感染症及び食中毒の予防及び、まん延防止の為の対策を検討することを目的に設置します。

②感染対策担当者は看護職員、構成員・開催日は下記の通りとします。

〔構成メンバー〕介護課長、生活相談員、看護職、主任リーダー、介護職(各ユニット)、管理栄養士
〔委員会開催日〕毎月 1 回(まん延防止委員会3か月に1回)、第2火曜日開催

③委員会の役割

- 感染症予防対策及び発生時の対応の立案
- 各指針・各マニュアル等の作成
- 発生時における施設内連絡体制及び行政機関等への連絡体制の整備
- 虐待防止担当者の役割
- 利用者・職員の健康状態の把握と対応策
- 新規利用者の感染症の既往の把握と対応策
- 委託業者(リネン・汚物ゴミ回収)への感染症及び食中毒まん延防止のための指針の周知徹底
- 各担当での感染対策実施状況の把握と評価
- 感染防止の為の職員研修・訓練の企画・運営(各年2回)及び新規採用者の教育

(2)職員の健康管理

①直接介護にかかわる職員は年2回、他職員は年1回の健康診断を実施します。

②インフルエンザの予防接種については、接種の意義、有効性、副作用の可能性を職員へ説明したうえ、同意を得て予防接種を行います。

③職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断の為完治まで適切な処置を講じます。

4、職員に対する教育・研修

介護に携わるすべての従業員に対して、感染症対策の基礎知識の徹底を図ると思に指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り職員教育を行います。

①研修会を年に2回以上開催します

②新規採用者に感染対策の教育・研修を行います。

③感染症の予防及びまん延防止のための訓練(シュミレーション)を年2回以上行います。

5、感染症・食中毒の予防・まん延防止における各職種の役割

(1)施設長

- ①感染症・食中毒の予防、まん延防止体制の総責任者
- ②感染症発生時の行政報告

(2)看護職員

- ①医師、協力病院との連携を図る
- ②ケアの基本手順の教育と周知徹底
- ③衛生管理・安全管理の指導
- ④外来者への指導
- ⑤予防対策への啓発活動
- ⑥早期発見・早期予防の取組
- ⑦経過記録の整備
- ⑧職員への教育

(3)管理栄養士

- ①職員管理、衛生管理の指導
- ②食中毒予防の教育、指導の徹底
- ③医師、看護職員の指示による利用者の状態に応じた食事の提供
- ④緊急時連絡体制の整備(保健所各関係機関等、施設、家族)
- ⑤経過記録の整備

(4)介護課長・生活相談員

- ①医師・看護師と連携を図り、予防まん延防止対策を強化
- ②緊急時連絡体制の強化(行政機関、施設、家族)
- ③経過記録の整備
- ④家族への対応
- ⑤経過記録の整備

(5)主任リーダー・介護職員

- ①各マニュアルに沿ったケアの確立
- ②他職種との連携
- ③利用者の状態把握
- ④衛生管理の徹底
- ⑤経過記録の整備

6、感染症・食中毒まん延防止に関する指針の閲覧について

この指針は、当該施設ホームページでいつでも自由に閲覧することができます。

※作成に当たっては、厚生労働省老健局「介護現場における感染対策の手引き」を参照しております。

令和5年10月1日作成